

平成十三年法務省令第五号

婦人補導院組織規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十二条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、婦人補導院組織規則の全部を改正する命令を次のように定める。

婦人補導院組織規則の全部を改正する命令

婦人補導院組織規則（昭和三十三年法務省令第三十三号）の全部を次のように改正する。

（名称及び位置）

第一条 婦人補導院の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（院長）

第二条 婦人補導院に、院長を置く。

2 院長は、婦人補導院の事務を掌理する。

（婦人補導院に置く課）

第三条 婦人補導院に、補導課を置く。

（補導課の所掌事務）

第四条 補導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 二 人事に関すること。
- 三 経理に関すること。
- 四 統計に関すること。
- 五 入院、退院及び仮退院に関すること。
- 六 資質及び環境の調査並びに分類に関すること。
- 七 処遇に関すること。
- 八 補導に関すること。
- 九 給養に関すること。
- 十 保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関すること。
- 十一 面会及び通信に関すること。
- 十二 保安に関すること。
- 十三 領置に関すること。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、婦人補導院の所掌に属するものに関すること。

（雑則）

第五条 この省令に定めるもののほか、婦人補導院に關し必要な事項は、院長が定める。

2 院長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、婦人補導院組織規則（平成十三年法務省令第五号）となるものとする。

別表（第一条関係）

名称	位置
東京婦人補導院	東京都